





二十五年法律第百号)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十七年四月一〇日内閣府令第三三三号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月三一日内閣府令第三〇号)

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月三一日内閣府令第一九号)

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日内閣府令第一三三号)

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日内閣府令第一三三号)

この府令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三〇日内閣府令第二四号)

この府令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年九月二日内閣府令第五九号)

この府令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四十五号)の施行の日(令和二年十二月二十五日)から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日内閣府令第二四号)

この府令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月二五日内閣府令第一六号)

この府令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年二月九日内閣府令第六四号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月三〇日内閣府令第三〇号)

この府令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日内閣府令第三九号)

この府令は、令和六年四月一日から施行する。